

生徒心得

礼儀

常に礼儀正しく、真心が自然に現れるものでありたい。

1. 親しみと真心からあいさつしよう。
2. 他人の迷惑になる行為は慎み、礼儀正しく人に接しよう。
3. 校内で来客に会ったときは、会釈しよう。
4. 集会や式に参列するときは、敏速に行動し、終始静粛にしよう。
5. 生徒間の交際は、お互いの人格を尊重し合い、高め合う、明るい交友にしよう。

みだしなみ

本校生徒たる品位を失うことのないよう、常に清潔を保ち、華美にならないようにする。

「いつでも入社試験に臨むことができる」ように努める。

1. 制服 既定のものとする。変形したものは直ちに修復し、修復が不可能なものについては再購入とする。カッターシャツの中に着るインナーは白・黒・紺またはグレー無地とする。シャツからインナーが見えない方が望ましい。また、スラックスの場合はベルトを着用する。

【注意事項】

- (1) 既定の服装ができない場合は、担任および生徒指導部を通じて「異装許可願」を提出し許可を得る。
 - (2) 防寒具については、着用する場合は、学校の認めるものとする。なお、校内での着用を原則認めない。
2. 通学靴・ソックス・ベルト 通学靴は通学にふさわしい華美でないもの（ブーツは不可）。ソックスは紺または黒色とする。また、ベルトは黒または茶系統で華美でないものとする。スカートでのベルト着用は認めない。
 3. 頭髪 清潔端正にして高校生らしい頭髪とする。ライン・パーマ等の加工・着色・脱色・エクステ等は認めない。
 4. 装飾品・化粧等 装飾品（ピアス、指輪、ネックレス、パワーストーン等）は認めない。また化粧やマニキュア、カラーコンタクト等も認めない。

校内の心得

1. 学習活動

- (1) 授業時は当該教科・科目の学習に専念し、不謹慎な言動を慎む。
 - ア. 授業は教師の指導の下に積極的な態度で学習に励む。
 - イ. 授業中は他人の迷惑になるような言動を慎む。
 - ウ. 授業を欠席したときは、速やかにその欠課課題等の指導を受ける。
- (2) 定められた時間を厳守し、能率的で節度ある行動をとる。
 - ア. 集団行動は敏速にし、式・行事等の集合時は静粛に話を聞く。
 - イ. 室内では脱帽し、疾走や騒がしい行動を慎む。
 - ウ. 授業の前後のあいさつは、代表者の号令により、正しく行う。
 - エ. 授業は特に指示がない限り、制服を常に着用して受ける。
 - オ. 常に時間厳守に心がける。
 - カ. 始業時から終業時までには、みだりに校外へ出ない。

但し、やむを得ない場合は、担任又は生徒指導部の許可を受け、「外出許可書」を携帯して出る。
 - キ. 携帯・スマホについては電源を切り敷地内での使用を一切認めない。
 - ク. スマートウォッチ等のウェアラブル端末は校内に持ち込まない。
- (3) 考査時における注意
 - ア. 考査中はすべて監督者の指示に従う。
 - イ. 自己の実力を十分に発揮することに努め、正々堂々とした態度で受験し、不正行為及び紛らわしい行為をしてはならない。
 - ウ. 机の上には、受査に必要な用具のみを置き、その他の用具は鞆に入れて、廊下の所定の場所に整頓しておく。机の中には何も入れない。特に携帯電話・スマートフォン等の電子機器は、電源を切り、鞆に入れること。

下敷き・タオル・膝かけは、原則として使用しない。ただし、夏季の汗拭きのタオルは、無地の物を用意し、毎時間監督の先生の許可を得る。
 - エ. 病気、忌引その他やむを得ない理由により定期考査を受けることができなかった者は、「再考査願」を教務部に提出し、再考査を受けることができる。ただし、診断書又は、その理由を証明できる書類を提出しなければならない。
 - オ. 指示された日から考査がすべて終了するまでは、職員室・印刷室・各科準備室へ出入りしない。

(4) 欠席・遅刻・早退

正当な理由なく、遅刻・早退・欠席・欠課をしない。

- ア. 遅刻又は欠席するときは、午前8時30分以降速やかに電話等で保護者を通じて学校へ連絡する。(やむを得ない場合は本人が連絡してもよい。)
- イ. 早退しようとするときは、担任に申し出て「早退許可願」を所持して下校し、帰宅後直ちに学校へ連絡する。
- ウ. 引き続き1週間以上にわたり欠席したときは、診断書又はその理由を証明できるものを担任に提出する。

(5) 忌引・出席停止

欠席とはならないが、授業は欠課となるので、欠課課題が必要である。

忌引日数は次の基準以内とする。

- | | |
|--------------|----|
| ア. 父母 | 7日 |
| イ. 祖父母・兄弟姉妹 | 3日 |
| ウ. 曾祖父母・伯叔父母 | 1日 |
| エ. 父母の祭日 | 1日 |

2. 所持品

- (1) 生徒手帳は常に携帯する。
- (2) 所持品には必ず学校名・学年・科名・氏名を明記する。
- (3) 授業に関係のない物品、不必要な金銭及び貴重品は持参しない。
- (4) 貴重品の管理には特に注意し、貴重品袋を利用する。
紛失したときは、速やかに担任又は生徒指導部に届け出る。
- (5) 友人間の物品の貸し借り、特に金銭の貸し借りはしない。

3. 登下校の注意

- (1) 登下校の際は、交通道德・社会道德を守り、常に高校生らしい態度をとる。
- (2) 下校に際しては、必ず室内外の戸締りをする。
- (3) 校舎施錠後は校舎内に入らない。
もし必要なときは、関係職員の許可を受けて入る。

4. 清潔衛生

- (1) 常に衛生に留意して、身体・着衣・教室などは、清潔に保つ。
- (2) 上履きと下履きは必ず区別する。
上履きには既定のスリッパを使用し、運動靴や体育館シューズ等は使用しない。
- (3) 上履きや裸足で地上に降りない。
- (4) 校舎内外の清掃は、当番を定めて担当区域を必ず毎日実施する。清掃終了後は必ず担任又は関係職員の点検を受け、施錠箇所は確実に施錠する。
- (5) 登下校時及び教育活動中に傷害を受けたときは、担任又は関係職員を経て保健室へ届け出て、スポーツ振興センターへの手続きをとる。

5. 公共物の取り扱い

- (1) 建物・物品など公共物を大切にし、汚さないようにする。破損したときは担任に申し出て、関係者が弁償することを原則とする。
- (2) 学校の備品・器具などを使用するときは、あらかじめ関係職員の許可を受ける。
- (3) 学校の掲示物は平素から注意して見ておき、汚したり、破ったりしない。

6. 特別活動

特別活動（ホームルーム、生徒会活動、部活動、及び学校行事）は、教科・科目の学習活動と共に学校教育活動の重要な柱として位置付けられており、知・徳・体の調和のとれた人間形成の大切な機会として積極的に参加する。

7. 購買

- (1) 午前10時から午後2時までの間、購買を利用することができる。
- (2) スリッパ・文房具類及び飲食物を販売し、ジュース類の自動販売機を設置している。利用に際しては、校内を汚さないように各自が注意する。

8. その他

- (1) 校内における各種集会は、事前に実施計画を関係職員及び生徒指導部に連絡し、校長の許可を受ける。
- (2) 新聞、雑誌、パンフレットその他の印刷物を発行しようとするとき又は署名運動などを行うときは、生徒指導部を通じて校長の許可を受ける。

校外の心得

1. 通学及び外出

- (1) 校外では本校生徒として品位を保つことに心がける。
- (2) 夜間の外出は必ず保護者の許可を受ける。特別の理由がない限り、遅くとも午後10時までに帰宅する。みだりに外泊をしてはならない。
- (3) 旅行する場合は、少なくとも1週間前に「旅行届」を担任を通じて生徒指導部に提出し、校長の許可を受ける。
- (4) 自転車通学は登録・許可制とする。
 - ア. 通学距離が1km以上であること。
 - イ. 自転車の安全点検・整備をすること。
- (5) 校外で補導を受けた場合は、直ちに担任又は生徒指導部に申し出る。

2. 交通安全

(1) 登下校

- ア. いつも決まった道を通るようにし、歩・車道の区別のあるところでは、歩道を通る。
- イ. 右端を一列になって通り、話しながら道いっぱいになって歩かない。
- ウ. 歩行中の携帯電話等の使用及びイヤホンの使用禁止。

(2) 道路の横断

- ア. 信号機や手信号に忠実に従って横断する。
- イ. 横断歩道のあるところでは、横断歩道以外の場所を通らない。

(3) 自転車の乗り方

- ア. 道路の左端を、縦一列になって走行する。
- イ. 自転車道のあるところでは、必ず自転車道を通行する。
- ウ. 右折・左折するときは、必ず後方を確認する。
- エ. 二人乗り、傘さし運転をしない。
- オ. 夜間は、必ずライトを点灯する。
- カ. 雨天時は雨合羽を着用する。
- キ. 運転中の携帯電話等の使用及びイヤホンの使用禁止。
- ク. ヘルメットの着用を推奨する。

(4) 四ない運動

- ア. 在学中の運転免許の取得についてはこれを禁止する。

但し、普通自動車運転免許については、第3学年で学校の指定する期日以降「自動車学校入校許可願」を校長に提出することにより、自動車学校への入校を認める。

- イ. オートバイについては「免許を取らない、運転しない、買わない、同乗しない」の「四ない運動」を積極的に推進する。

- (5) 交通事故に遭った場合は、被害・加害を問わず、速やかに担任、生徒指導部又は保健室に申し出る。

3. 交友

- (1) 男女の交際は、高校生らしく健全に行う。
- (2) 18才未満立ち入り禁止の場所（パチンコ店等）へは立ち入らない。
- (3) 校外の団体又は諸集会に参加するときは、あらかじめ担任及び生徒指導部を通じ校長の許可を受ける。

4. 保健衛生及び勉学

- (1) 家庭においても規律正しい生活を励行し、保健衛生に留意する。
- (2) 喫煙及び飲酒は厳禁する。
- (3) 余暇の善用に心がける。
- (4) アルバイトに従事する場合は、あらかじめ担任及び生徒指導を通じて「アルバイト許可願」を学校長に提出し許可を得る。
- (5) 本人はもちろん家庭内に伝染病が発生した場合は、直ちに学校へ連絡する。

5. 防災

- (1) 非常災害が発生した場合は、教職員の指示に従い、冷静敏速に行動する。
- (2) 登校以前に、名古屋地方気象台から愛知県内に暴風警報が発表されている場合については、次のとおりとする。
 - ア. ラジオ・テレビ等で報道される愛知県教育委員会の指示に従う。
 - イ. 指示がない場合は次のとおりとする。
 - (ア) 午前6時までに警報が解除された場合は平常どおりの授業を行う
 - (イ) 午前6時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

(注) 上記(ア)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときは登校しなくてよい。
- (3) 登校以前に、名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合については、次のとおりとする。
 - ア. 授業を行わず、休業とする。
 - イ. 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。
 - ウ. 解除後の授業の開始については、各自学校ホームページまたは「まち comi（メール連絡網ツール）」（事前登録必要）にて確認する。

(注) 上記ウの場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは登校しなくてよい。

賞罰規定

1. 表彰

表彰は次に掲げる者について、校長がこれを行う。

- (1) 部活動・生徒会活動の振興に貢献し、その功績の顕著な者
- (2) 3年間を通じて、遅刻、早退、欠席及び欠課のない者
- (3) 1年間を通じて、遅刻、早退、欠席及び欠課のない者
- (4) その他、特に表彰することが適当であると認められる者

2. 懲戒

校長は、本校生徒にして学校の規則及び生徒心得に違反し、又は本校生徒にあるまじき行為等のあった下記の者に対して、本人の自省と自戒を促すため、懲戒を加えることができる。

- (1) 考査中不正行為を行った者又は不正行為を目的とする一切の物を所有する者
- (2) 学校の備品及び器物を私有し又は他人に売却するような行為のあった者
- (3) 学校の備品及び器物を破損し、これが故意によるものと認められた者
- (4) 生徒心得により禁止された場所に立ち入った者
- (5) 正当な理由もなく授業を欠席した者
- (6) 他人に暴力及び迫害を加えた又は傷害を与えた者
- (7) 学校の内外に問わず、喫煙（同席も含む）、飲酒した者又は喫煙及び飲酒を目的とする一切の物を所有する者
- (8) 他人の金銭及び物品窃取した者
- (9) 異性と不純な交遊をした者
- (10) 無許可でアルバイトを行った者
- (11) 生徒心得に対する違反を重ね、反省態度が認められない者
- (12) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (13) 正当な理由なくして出席常（つね）でない者
- (14) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本文に反した者
- (15) 交通に関して非行のあった者
- (16) 上記のほか、本校生徒としてふさわしくない行為のあった者